

令和3年度

秋田県内部統制評価報告書審査意見書

令和4年9月1日

秋 田 県 監 査 委 員

監 委 - 683
令和4年9月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県監査委員 佐 藤 賢一郎
秋田県監査委員 佐 藤 正一郎
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 半 田 直 樹

令和3年度秋田県内部統制評価報告書の
審査意見書について

令和4年7月19日付けで提出された令和3年度秋田県内部統制評価報告書について、秋田県監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に定める審査を実施したので、次のとおり意見書を提出します。

令和3年度秋田県内部統制評価報告書審査意見書

第1 審査の対象

「令和3年度秋田県内部統制評価報告書」

第2 審査の方法

内部統制の整備状況及び運用状況や、内部統制部局評価書などの評価に係る資料等を確認するとともに、内部統制推進部局及び評価部局に説明を求めた上で、次の着眼点により審査を実施した。

【着眼点】

- ・知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されているか。
- ・内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。
- ・「令和2年度秋田県内部統制評価報告書審査意見書」を踏まえた改善等が行われているか。

第3 審査の結果及び意見

1 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されているとした判断は、相当である。

2 意見

内部統制を一層充実・推進し、「秋田県内部統制に関する方針」に掲げる目的の達成に資するよう、次のとおり意見を付する。

(1) 職場会議の開催について

一部の課所において、年度当初の職場会議の開催が遅延しているほか、内部統制実施要領の改正を周知するための職場会議が開催されていない事例が見られたので、適宜適切な時期に職場会議を開催するとともに、モニタリン

グによりその実施状況を把握し、内部統制に対する職員の意識を高めることに努められたい。

(2) 事務ミスの防止について

発生した事務ミスの中には、令和2年度と同様のものもあり、内部統制の重大な不備に発展する懸念を有している。このため、ヒヤリハット事例も含めた原因等の類型化や評価部局による随時のモニタリングなど、更なる対策を講じられたい。

また、事務ミスが発生した場合に、速やかに、全庁的に情報共有する方策について検討されたい。

なお、運用上の不備があった事案については、再発防止策を検討することとされているので、これを策定の上、全庁に周知徹底されたい。

(3) 内部統制確認シートによるチェックの実効性の確保について

一部の課所において、内部統制の実効性への疑問やチェックの形骸化を指摘する声があることから、内部統制確認シートによるチェックの適切かつ確実な実施により、実効性が確保されるよう、必要な措置を検討されたい。